

宿泊約款

■第1条(本約款の適用)

- (1) 当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。
- (2) 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じることができます。

■第2条(宿泊引き受けの拒絶)

当ホテルは次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

- (ア) 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- (イ) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (ウ) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良なる風俗に反する行為をする行為をするおそれがあると認められるとき。
- (エ) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (オ) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- (カ) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- (キ) 宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (ク) 宿泊しようとするものが暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力等に関係する人物、法人、その他団体であると認められるとき。

■第3条(氏名等の明告)

当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下期限を定めてその「宿泊予定の申込み」という)を引受けした場合には、期限を定めてその宿泊予定の申込者に対して、次の事項の明告を求められます。

- (ア) 宿泊者の住所、氏名、性別、年齢、国籍、および職業。
- (イ) その他、当ホテルが必要と求めた事項。

■第4条(予約金)

- (1) 当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引受けした場合には期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求められます。
- (2) 前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金があれば返還します。

■第5条(予約の解除)

- (1) 当ホテルは、宿泊予約の申込みが、宿泊予約の全部または一部解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けられます。ただし、団体客(10名以上のものをいう。以下同じ)の一部について、

宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日の10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引受けした日)における宿泊予約人数の10%にあたる人数(端数がでた場合には、切り上げる)についてはこの限りではありません。

違約金申し受け規定

I. 一般客

- (ア) 宿泊日の前日に解除した場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
- (イ) 宿泊日の当日に解除した場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。また連泊を解除した場合: 宿泊第2日目の宿泊料金の20%も加算されます。
- (ウ) 未連絡による不泊の場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%。また連泊を解除した場合: 宿泊第2日目の宿泊料金の20%も加算されます。

II. 団体客

- (ア) 宿泊日の9日前に解除した場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%。
 - (イ) 宿泊日の8日前~2日前に解除した場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%。
 - (ウ) 宿泊日の前日に解除した場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の50%。また連泊を解除した場合: 宿泊第2日目の宿泊料金の20%も加算されます。
 - (エ) 宿泊日の当日の場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%。また連泊を解除した場合: 宿泊第2日目の宿泊料金の20%も加算されます。
 - (オ) 未連絡による不泊の場合: 宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の100%。また連泊を解除した場合: 宿泊第2日目の宿泊料金の20%も加算されます。
- (2) 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込み者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
 - (3) 前項の規定により、解除したものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着をしなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

■第6条(予約の解除)

- (1) 当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - (ア) 第2条(ア)から(ク)までに該当することとなったとき。
 - (イ) 第3条の事項の明告を求めた場合において、期限までにそ

これらの事項が明告されたとき。

(ウ) 第4条(1)の予約金の支払いを請求した場合において、期限迄にその支払いがないとき。

(2) 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について既に収受した予約金があれば返還します。

■第7条(宿泊の登録)

宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

(ア) 第3条第1号の事項

(イ) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日

(ウ) 出発日および時刻

(エ) その他、当ホテルが必要と認めた事項

■第8条(客室の使用時間)

(1) 宿泊者が、当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします(ショートステイは午後6時から翌朝9時まで)。ただし、連続して同室に宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(2) 当ホテルは、前項の機構にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。

この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

追加料金

午後3時まで…1時間毎に1,500円(税込)

午後3時過ぎ…1泊室料金の全額

※デイクースの場合 午後6時～午後8時まで…宿泊料金の50%

午後8時以降…1泊室料金の全額

■第9条(料金の支払い)

(1) 料金の支払いは、現金(日本円)及びクレジットカード精算、又は当ホテルが認めたその他の精算方法にて、宿泊者がチェックインの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。但し、個人小切手は取り扱っておりません。

(2) 宿泊者が客室の使用を開始したのち、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(3) 外来者を客室内に引き入れた場合、当ホテルが定める追加料金を申し受けます。

■第10条(利用規則の厳守)

宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定め、当ホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

■第11条(宿泊継続の拒絶)

当ホテルは、お引受した宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

(ア) 第2条(ア)から(ク)までに該当することになったとき。

(イ) 前条の利用規則に従わないとき。

■第12条(宿泊の責任)

(1) 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

(2) 当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。

(3) 当ホテルの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して客室の提供ができなくなった場合について、前項の対象外として当ホテルはその責任を負いません。

(4) 貴重品は宿泊者自身で管理して下さい。万が一の紛失・盗難に対して当ホテルは責任を負いかねますのでご注意ください。

■第13条(忘れ物に関して)

当ホテルでは、お客様の忘れ物につきましては半年間保管させていただきますが、プライバシー保護の観点からご連絡は致しません。また、保管が難しいと当ホテルが判断したもの、飲食物、新聞、雑誌等につきましては、処分させていただきますのでご了承ください。

■第14条(ホテル内の備品に関して)

当ホテルはすべての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を目指しております。管内の備品は全て当ホテルが、すべての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。

(ア) 当ホテル内の備品を、宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申し受けます。

(イ) 客室にご用意の歯ブラシはご自由にお持ち帰りください。

(ウ) 客室の鍵を紛失または破損させた場合は、賠償金として1枚につき2,000円(税込)を申し受けます。

